

# さいたま市介護予防通所介護サービス運営規程

社会福祉法人 清 澄 会

# 社会福祉法人清澄会さいたま市介護予防通所介護サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する「デイサービスセンター白鶴ホーム」（以下「事業所」という。）の従業者が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正なさいたま市介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター白鶴ホーム
- (2) 所在地 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。
- (4) 介護職員 サービス提供時間を通じ4名以上  
さいたま市介護予防通所介護サービスの提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（営業日以外は必要に応じ要相談）・祝日  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8：30～18：00

(事業の単位及び利用定員)

第6条 事業の単位及び利用定員は、通所介護も含めて、次のとおりとする。

- (1) 単位 1単位
- (2) 利用定員 35人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 さいたま市介護予防通所介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、さいたま市介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 送迎
- (6) 運動器機能向上
- (7) 栄養改善
- (8) 口腔機能向上

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用
  - ア 通常の事業の実施地域から、片道2キロ以上5キロ未満250円
  - イ 通常の事業の実施地域から、片道5キロ以上10キロ未満500円
  - ウ 通常の事業の実施地域から、片道10キロ以上は1キロにつき100円加算
- (2) 食費 昼食（おやつ含む）681円
- (3) おむつ代 実費
- (4) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- (5) 利用者の都合でサービスを中止する場合、利用日の連絡があった場合は、キャンセル料として食費代を徴収することとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岩槻区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供したさいたま市介護予防通所介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由による賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用者利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清澄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成２９年５月３０日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成２９年９月１日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和５年４月１日から施行する。